

平成29年の地方からの提案等に関する対応方針（子ども・子育て支援関係）のポイント

平成29年12月26日閣議決定

省令・運用通知の改正 ほか

○ 放課後児童支援員認定資格研修の実施権者の追加

⇒放課後児童支援員認定資格研修の実施に関する事務・権限について、都道府県だけでなく指定都市も実施可能に

○ 放課後児童支援員の要件の緩和

⇒放課後児童支援員の基礎資格等について、一定の実務経験があり、かつ、市町村長が認めたものに対象を拡大

○ 家庭的保育事業における食事の提供体制の見直し

⇒自宅で保育を提供している家庭的保育事業者について、自園調理の適用に係る経過措置を延長し、外部搬入が可能な事業者の要件を緩和

など

検討の上、必要な措置を講ずるもの

○ 放課後児童クラブに関する「従うべき基準」の参酌化

⇒放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数に係る「従うべき基準」について、子どもの安全性の確保等一定の質を担保しつつ地域の実情等を踏まえた柔軟な対応ができるよう、参酌化することについて、地方分権に係る議論の場において検討・結論（30年度中）

⇒放課後児童支援員の配置について、登録児童数や地域人口が少ない場合又は学校と連携可能な場合等の特例を検討・結論（30年度中）

○ 保育所における保育士の配置基準の緩和

⇒保育所の保育士の配置基準について、子どもの年齢の基準日を年度初日の前日から年度途中に変更することにより、年度途中で保育士の配置基準が変わる場合の影響等を調査し、対応を検討・結論（30年度中）

○ 保育所の面積基準の緩和

⇒保育所の居室の床面積について、特例が適用される地域の基準の緩和及び当該特例の適用期間の延長について検討・結論（29年度中）

など

平成 29 年 12 月 21 日

都道府県
各 指定都市 保育担当課 御中
中核市

厚生労働省子ども家庭局保育課

「規制改革推進に関する第 2 次答申」を踏まえた具体的な留意事項等について

保育施策の推進については、日頃より格別の御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、「規制改革推進に関する第 2 次答申」（平成 29 年 11 月 29 日規制改革推進会議。別紙 1 参照）が取りまとめられたことを踏まえ、具体的な留意事項等を下記のとおりお示します。内容を十分御了知の上、貴管内の市区町村への周知を行うとともに、本内容の趣旨を踏まえて対応いただきますようお願いいたします。

記

1 保育提供区域内に居住する子どもに係る優先利用について

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 24 条第 3 項及び附則第 73 条第 1 項に規定する利用調整を行うに当たっては、保育所等の利用に係る優先度を踏まえるため、「子ども・子育て支援法に基づく支給認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について」（平成 26 年 9 月 10 日付け府政共生第 859 号・26 文科初第 651 号・雇児発 0910 第 2 号内閣府・文部科学省・厚生労働省通知。以下「留意事項通知」という。）第 2 の 7 で示している「優先利用に関する基本的考え方」等を踏まえ、独自に点数付けを行うなどの取扱いを行っている事例が多く見られるところである。

その際、地域における地理的な要因や通常の交通手段の違い、通勤経路等を踏まえて、保護者がその居住する地域の近隣の保育所等に通うことが可能となるよう、各市区町村が定める保育提供区域内に居住する子どもについて、当該区域内の保育所等への入所の可能性が大きく高まるような点数付けを行うことも考えられること。

また、「大規模マンションにおける保育施設の設置促進について」（平成 29 年 10 月 18 日保発 1018 第 1 号・国都計第 75 号・国住街 第 115 号厚生労働省・国土交通省通知。別紙 2 参照。）を踏まえて対応をお願いしているところであるが、保育提供区域内に居住

する子どもの入所を優先することは大規模マンションでの保育所等の設置促進にも資することから、大規模マンションでの保育所等設置に取り組む市区町村をはじめ、各市区町村においては、このような点数付けの実施について検討すること。

2 保育所保育指針に基づく付加的な保育について

保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）第2の3の（3）において、保育の実施に関わる配慮事項として「特に必要な場合には、各領域に示すねらいの趣旨に基づいて、具体的な内容を工夫し、それを加えても差し支えないが、その場合には、それが第1章の1に示す保育所保育に関する基本原則を逸脱しないよう慎重に配慮する必要があること」とされている。

また、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。以下「運営基準」という。）に基づき、保育所等は、保育の提供に当たって、当該保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価等について、事前にその使途、額及び理由を明示した上で保護者に対して説明を行い、その同意を得られた場合は、当該保護者から保育料とは別に当該対価等に係る額の支払を受けることができることとされている。

したがって、保育所保育指針が示す基本原則を逸脱しない範囲での付加的な保育について、保護者に対して説明し、その同意を得られれば、別途保護者の負担を求めた上で保育所等において実施することは可能であること。

3 保育人材の確保のための方策について

保育人材の確保については、これまでもその確保・育成や業務負担軽減・就業継続等のための方策をお示しし、対応をお願いしているところであるが、以下のような方策も考えられることから、これを踏まえた取組に努めること。

（1）平成25年5月に実施された保育士としての就職を希望しない求職者に対する調査において、「就業時間が希望と合わない」「雇用形態（正社員・パートなど）が希望と合わない」との回答が一定数みられた。こうした保育士のニーズを満たすためには、多様な働き方を進めることが重要であり、「保育所における短時間勤務の保育士の導入について」（平成10年2月18日厚生省児童家庭局長通知。別紙3参照。）に基づく短時間勤務保育士の活用に努めること。

（2）保育士・保育所支援センターを設置している都道府県等において、待機児童の解消に一定の効果をあげていることから、保育士・保育所支援センターを設置していない都道府県等においては、保育士・保育所支援センターを設置・活用することにより、新たな保育人材の確保や潜在保育士の就職支援等に取り組むこと。

II 各分野における規制改革の推進

1. 待機児童解消

(2) 具体的な規制改革項目

③ 地方自治体の待機児童解消に向けた取組を促す制度改革

ウ 多様な保育所の参入促進

a (略)

b 厚生労働省は、市区町村が保育所申込者の利用調整をする際に「保育提供区域内に居住する保育申込者の入所を優先する」等の利用調整項目を設けることで、大規模マンション内の保育所設営に対する居住者の理解を促し得ることを、地方自治体に通知する。

c 厚生労働省は、保育所保育指針に基づく付加サービスについて、保護者の同意を得られれば、保育料とは別に料金を徴収でき、認可保育所においても多様な保育の実施が可能であることを地方自治体に周知する。

d～f (略)

④ 保育の受け皿拡大を支える保育人材の確保

a 厚生労働省は、「保育所における短時間勤務の保育士の導入について」(平成10年2月18日厚生省児童家庭局長通知)を通知しているが、改めて当該通知に基づく短時間保育士の活用を地方自治体に周知する。

b (略)

c 厚生労働省は、保育士の就職相談や、就職あっせんなどの再就職支援、保育所の人材確保を支援する保育士・保育所支援センターの活用が進むよう、地方自治体に周知する。

d・e (略)

(別紙2)「大規模マンションにおける保育施設の設置促進について」(平成29年10月18日子保発1018第1号・国都計第75号・国住街第115号厚生労働省・国土交通省通知)(抄)

- (1) 容積率緩和の特例措置を活用しようとする大規模マンションの建設時には、特に保育施設に対する局所的な需要増が生じる可能性があることから、周辺地区の状況を含めた保育施設の必要性の有無、必要な規模等について検討し、建設に関する都市計画の立案時点や、総合設計制度等の許可申請時点から、都市計画部局、建築部局及び保育部局で連携し、情報共有に努めること。
- (2) 検討の結果、需要増により新たな保育施設の確保が必要と見込まれる場合には、必要に応じて、保育施設の設置を都市計画の内容や総合設計制度の許可条件として反映し、その適用が図られるように検討すること。
- (3) 当該大規模マンションの開発を行う事業者に対し、児童福祉政策の観点から保育施設の確保の必要性を示し、保育施設の設置を要請するとともに、必要に応じて、モデル事例について情報提供すること。
- (4) 保育施設に係る容積率緩和の特例措置の適用に当たっては、当該施設の性質上、その需要が入居者及び周辺住民の年代構成に左右されることに鑑み、将来、保育施設の需要が減少した場合に許容されうる用途変更の範囲について、あらかじめ示しておくことが考えられること。

(別紙3)「保育所における短時間勤務の保育士の導入について」(平成10年2月18日厚生省児童家庭局長通知)(抄)

1 最低基準における定数上の保育士の取扱い

保育の基本は乳幼児が健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境の中で、健全な心身の発達を図ることであり、また、保育所の利用が一般化する中で従来にもまして保育士の関わりは重要であるばかりでなく、保護者との連携を十分に図るためにも、今後とも最低基準上の保育士定数は、子どもを長時間にわたって保育できる常勤の保育士をもって確保することが原則であり、望ましいこと。しかしながら、保育所本来の事業の円滑な運営を阻害せず、保育時間や保育児童数の変化に柔軟に対応すること等により、入所児童の処遇水準の確保が図られる場合で、次の条件の全てを満たす場合には、最低基準上の定数の一部に短時間勤務(1日6時間未満又は月20日未満勤務)の保育士を充てても差し支えないものであること。なお、この適用に当たっては、組やグループ編成を適切に行うとともにこれを明確にしておくこと。

- (1) 常勤の保育士が各組や各グループに1名以上(乳児を含む各組や各グループであって当該組・グループに係る最低基準上の保育士定数が2名以上の場合は、1名以上ではなく2名以上)配置されていること。
- (2) 常勤の保育士に代えて短時間勤務の保育士を充てる場合の勤務時間数が、常勤の保育士を充てる場合の勤務時間数を上回ること。

2 留意すべき事項

- (1) 職員会議等を通じて職員間の連携を十分図るとともに、保育士の職務の重要性及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第48条の2第2項に基づく保育士の資質向上に係る努力義務等にかんがみ、勤務形態の如何を問わず各種研修への参加機会の確保等に努める必要があること。
- (2) 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号)や雇用保険法(昭和49年法律第116号)等の労働関係法規を遵守し、不安定な雇用形態や低処遇の保育士が生ずることのないよう留意すること。このため、短時間勤務の保育士を導入する保育所にあっても導入しない保育所と同様の保育単価とする取扱いとしている。
- (3) 児童福祉法第48条の2第1項に基づき、保育士の勤務形態の状況等について情報提供に努めるべきであること。

府子本 809 号
29 初幼教 第 9 号
子保発 0929 第 1 号
平成 29 年 9 月 29 日

各都道府県私立学校主管部（局）長
各都道府県民生主管部（局）長
各都道府県教育委員会教育長
各指定都市・中核市民生主管部（局）長
殿

内閣府子ども・子育て本部
参事官（子ども・子育て支援担当）
（ 公 印 省 略 ）
文部科学省初等中等教育局幼児教育課長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省子ども家庭局保育課長
（ 公 印 省 略 ）

保育士等の子どもの優先入所等に係る取扱いについて

保育施策の推進については、日頃より格別の御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

「子育て安心プラン」について」（平成 29 年 6 月 2 日付け事務連絡）においてお示した「6つの支援パッケージ」については、各都道府県又は各市町村（特別区を含む。以下同じ。）が行っている保育関連業務に係る内容が盛り込まれています。今般、本内容の一部に係る具体的な留意事項等を下記のとおりお示しますので、内容を十分御了知の上、貴管内の市町村への周知を行うとともに、本内容の趣旨を踏まえて対応いただきますようお願いいたします。

記

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 24 条第 3 項及び附則第 73 条第 1 項に規定する利用調整を行うに当たっては、保育園等の利用に係る優先度を踏まえるため、「子ども・子育て支援法に基づく支給認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について」（平成 26 年 9 月 10 日付け府政共生第 859 号・26 文科初第 651 号・雇児発 0910 第 2 号内閣府・文部科学省・厚生労働省通知。以下「留意事項通知」という。）第 2 の 7 で示している「優先利用に関する基本的考え方」等を踏まえ、独自に点数付けを行うなどの取扱いを行っている事例が多く見られるところである。

これまでも留意事項通知において、保育人材の確保・育成や就業継続による全体へのメリット等の観点から、市町村の判断により、保育士、幼稚園教諭、保育教諭（以下「保育士等」という。）の子どもの利用に当たって配慮することも考えられる旨示しているが、保育士等の子どもの保育園等への入園の可能性が大きく高まるような点数付けを行い、可能な限り速やかに入園を確定させることは、

- ・当該保育士等の勤務する保育園等が早期に当該保育士等の子どもの入園決定を把握して当該保育士の職場への復帰を確定させ、利用定員を増やすことを可能にし、保育の受け入れ枠の増加に大きく寄与するとともに、
- ・保育士等が妊娠・出産後、円滑に職場復帰できる環境を整えることにより、高い使命感と希望をもって保育の道を選んだ方々が、仕事と家庭の両立を実現しながら、将来にわたって活躍することが可能となり、保育士の処遇の改善にも大きな効果が見込まれることから、待機児童の解消等のために保育人材の確保が必要な市町村においては、このような取組を行うよう努めること。

その際、市町村と都道府県が連携の上、平成 27 年度補正予算で創設された未就学児を持つ保育士等に対する保育料の一部貸付事業の周知を徹底し、当該事業を積極的に活用した人材確保に取り組むこと。

また、以下のような事例について、市町村によって対応にばらつきがみられることから、以下の点についてもあわせて留意すること。

- (1) 保育士等が勤務している保育園等については、一律に当該保育士等の子どもを入園させない取扱いとしている市町村がみられるが、保育士等が勤務する保育園等に当該保育士等の子どもが入園できる環境を整えることは、保育士等の仕事と家庭の両立の実現や長期的な就業継続に大きく寄与することから、扱いに差を設けず、他の保育園等の場合と同様に入園の対象とすること。なお、その際、必要に応じて、当該保育士等の子どもを当該保育士等以外の者が担任を務めるクラスに入園させる等の配慮を行うことも考えられる。
- (2) 保育士等の子どもの優先利用の実施に当たっては、

- ・市町村の圏域を超えた利用調整の実施を行っていない市町村や
- ・市町村の圏域を超えた利用調整は実施しているものの、当該保育士等の市町村内の保育園等への勤務を条件としている市町村

が相当数存在するが、保育士等の中には、その居住する市町村以外の市町村に所在する保育園等に勤務する者も多数存在しており、当該保育士等について、その居住する市町村内の保育園等への勤務を条件とせずに市町村の圏域を超えた利用調整を行うことで、より多くの保育士等の職場への復帰が可能となり、当該市町村における待機児童の解消にも、広域的な待機児童の解消にも大きな効果が見込まれることから、こうした利用調整が行われるよう、積極的に各市町村間で協定を結ぶ等の連携・調整を行うこと。

なお、保育士等に限らず、市町村の圏域を超えた利用調整の実施については、「児童福祉法に基づく保育所等の利用調整の取扱いについて（通知）」（平成 27 年 2 月 3 日府政共生第 98 号・雇児発 0203 第 3 号内閣府政策統括官（共生社会政策担当）・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）を踏まえ、所在地市町村において、他市町村に居住する住民の利用に関する優先度の取扱いに基づき、調整をお願いしているところであるが、居住する市町村以外の市町村に所在する保育園等への入園を希望する住民が一定数存在し得ることに鑑み、市町村の圏域を超えた利用調整がなされるよう、積極的に各市町村間の連携・調整に努めること。また、その際、各都道府県においても、その域内に所在する市町村の担当者が参集して広域的な利用調整に向けた協議を行うことが可能となる場を提供するなど、積極的に広域調整の役割を果たすこと。

事 務 連 絡
平成 29 年 12 月 28 日

各都道府県・指定都市・中核市
子ども・子育て支援新制度担当課 御中
保育担当課

内閣府子ども・子育て本部
参事官（子ども・子育て支援担当）
厚生労働省子ども家庭局保育課

多様な働き方に応じた保育所等の利用調整等に係る取扱いについて

保育施策の推進については、日頃より格別の御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、保護者の多様な働き方が広がっている現状に鑑み、保育所等の利用調整に関して、具体的な留意事項等を下記のとおりお示ししますので、内容を十分御了知の上、貴管内の市町村への周知を行うとともに、本内容の趣旨を踏まえて対応いただきますようお願いいたします。

記

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 24 条第 3 項及び附則第 73 条第 1 項に規定する利用調整を行うに当たっては、保育所等の利用に係る優先度を踏まえるため、「子ども・子育て支援法に基づく支給認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について」（平成 26 年 9 月 10 日付け府政共生第 859 号・26 文科初第 651 号・雇児発 0910 第 2 号内閣府・文部科学省・厚生労働省通知。以下「留意事項通知」という。）等を踏まえ、独自に点数付けを行うなどの取扱いを行っている事例が多く見られるところである。

留意事項通知第 2 の 1 の（2）のアの（イ）において、「就労の形態については、居宅外での労働のほか、居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること（自営業、在宅勤務等）も対象とする」と示しているところ、多様な働き方が広がっていることに鑑み、それぞれの保護者の就労状況をきめ細かく把握し、実態に応じた取扱いが可能となるような点数付けが望ましいことから、以下の点に留意すること。

(1) 居宅内での労働と居宅外での労働について、一律に点数に差異を設けている市町村がみられるが、居宅内で労働しているからといって、必ずしも居宅外での労働に比べて仕事による拘束時間が短い、子どもの保育を行いやすいというわけではないことから、居宅内での労働か、居宅外での労働かという点のみをもって一律に点数に差異を設けることは望ましくなく、

- ・ 就労時間、休憩時間や移動時間等の詳細な実態
 - ・ 店頭に立っている、打ち合わせ等で取引先の職場に赴いている等、具体的な就労場所
 - ・ 危険な行為を伴う、集中して行う必要がある等、実際の仕事の内容・性質
- 等を見て、個々の保護者の就労状況を十分に把握した上で判断すべきであること。

(2) 留意事項通知第2の7の(2)のウの⑥において、「育児休業を終了した場合」について優先利用の対象として考えられる旨示しているが、自営業で育児休業制度の利用が困難である等の理由で、育児休業という形ではないが、育児に伴って休業する保護者も存在するところ、当該保護者についても育児休業中の保護者と同様に扱っている市町村もみられるため、このような取扱いに取り組むこと。

(3) 保護者が取引先の理解を得て子どもを取引先の職場に連れて行くケースなど、保護者が必要に迫られてその子どもを居宅外で保育している場合について、一定程度子どもを保育できている状態であるとして点数付けにおいて減点対象としている市町村がみられるが、当該保護者はやむをえず子どもを居宅外で保育している状態であるところ、こうした場合を保育の優先順位が低いと捉えて一律に不利な点数付けを行うことは不適切であること。

(4) 保護者の就労状況の実態を把握するに当たっては、保護者からの申告内容と就労実態が一致しているか等を確認するために保護者に対しスケジュール表や確定申告書、請負契約書等各種書類の提出を求めることが考えられるが、自営業や在宅勤務等を行っている保護者については、会社勤務や在宅外労働をしている保護者と比べて提出を求められる書類が多岐にわたる傾向がみられるため、

- ・ 働き方に応じて提出書類が異なる場合は、必要な提出書類について、保育所等の利用申込みについての手引き・パンフレット等に具体的に提示するなど詳細に記載する、説明会の際に明示的に説明する等、十分な周知に努めること
- ・ 勤務実態や給与等を報告させるための所定の書式を整備すること
- ・ 提出書類として「帳簿の写し」を求める際は、保護者が帳簿を用意していない場合は契約書や請求書等の写しをもって代えることを可能にする等、必要な提出書類について、それぞれの勤務実態や職業特性に応じた柔軟な対応を心がけること

等を通じ、自営業や在宅勤務等を行っている保護者が保育の利用にあたって会社勤務や居宅外労働をしている保護者と比べて過度の負担を負うことがないように努めること。

なお、所定の書式の整備を行うにあたっては、

- ・被用者・自営業ともに同じ様式を用いている例（文京区の「在職・採用内定証明書」。被用者は表面のみの記載で足り、自営業の場合は裏面に1週間の就労状況を記載する。）
 - ・記入例が具体的であり、わかりやすい例（世田谷区の「記入例（月間スケジュール表）」）
- などを参考とし、自営業や在宅勤務等を行っている保護者にとって負担の少ない書式となるよう心がけること。

（※）文京区の「在職・採用内定証明書」のURL

<http://www.city.bunkyo.lg.jp/var/rev0/0143/3721/1.zaisyoku.pdf>

（※）世田谷区の「記入例（月間スケジュール表）」のURL

http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/103/129/1809/d00005733_d/fil/kinyuureigekkanschedule.pdf

- （５）就労状況をはじめとする保護者の意向や状況については、市区町村において、面談、電話連絡等により積極的かつ丁寧に把握し、利用可能な保育所等の情報を提供した上で、それぞれの保護者のニーズに応じた適切な保育の提供を行うことが重要である。こうした保護者への「寄り添う支援」に取り組む市区町村を支援するため、平成29年度予算において、子ども・子育て支援交付金における「利用者支援事業」の拡充を行っているので、引き続き積極的に活用すること。

1. 調査の概要

- 目的 子ども・子育て支援新制度が施行して3年目であり、5年後の見直しの間年を迎えたことを受け、今後の公定価格の設定等の検討に資するよう、幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態を把握する。
- 調査対象 幼稚園、保育園、認定こども園、地域型保育事業所の計21,000件
- 調査内容 収支の状況（平成28年度）、職員給与の状況（平成29年3月）等

2. 調査結果の概要

※有効回答率＝全体：52.1%（保育園：46.4%、幼稚園：67.2%、認定こども園：54.5%）

○ 収支の状況

- 収支差率は、私立保育園：5.1%、私立幼稚園：6.8%、私立認定こども園：9.0%

○ 職員給与の状況

- 1人当たり給与月額（賞与の1/12込）は下記の通り。
 - 私立保育園の常勤保育士：26.2万円（勤続年数8.8年）
 - 私立幼稚園の常勤幼稚園教諭：25.9万円（同10.4年）
 - 私立認定こども園の常勤保育教諭：24.2万円（同7.9年）

放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修ガイドラインの概要

【「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」（平成27年5月21日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）より】

基本的考え方

- 本ガイドラインは、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。）に基づき、基準第10条第3項の各号のいずれかに該当する者が、放課後児童支援員として必要となる基本的な生活習慣の習得の援助、自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援等に必要な知識及び技能を習得し、有資格者となるための都道府県知事が行う研修（以下「認定資格研修」という。）の円滑な実施に資するために策定するもの。
- 認定資格研修は、一定の知識及び技能を有すると考えられる基準第10条第3項の各号のいずれかに該当する者が、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）に従事する放課後児童支援員として必要な知識及び技能を補完し、新たに策定した基準及び放課後児童クラブ運営指針（平成27年3月31日雇児発0331第34号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく放課後児童支援員としての役割及び育成支援の内容等の共通の理解を得るため、職務を遂行する上で必要最低限の知識及び技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を認識してもらうことを目的として実施するもの。

研修内容等

事項	主 な 内 容
実施主体	都道府県（都道府県が認定資格研修を実施する上で適当と認める市区町村、民間団体等に一部委託可）
研修内容・時間数	次項のとおり（16科目24時間）（都道府県の実情に応じて研修科目等を追加しての実施も可）。
修了の認定・修了証の交付	都道府県は、認定資格研修の全科目を履修し、放課後児童支援員としての必要な知識及び技能を習得したと認められる者に対して、修了の認定を行い、「放課後児童支援員認定資格研修修了証」を都道府県知事名で交付
認定の取消	都道府県は、認定を受けた者が、次の事由に該当すると認められる場合、当該者の認定者名簿からの削除が可能。 ① 虚偽又は不正の事実に基づいて認定を受けた場合 ② 虐待等の禁止（基準第12条）に違反した場合 ③ 秘密保持義務（基準第16条第1項）に違反した場合 ④ その他放課後児童支援員としての信用失墜行為を行った場合 など
研修会参加費用	資料等に係る実費相当部分、研修会場までの受講者の旅費及び宿泊費については、受講者又は運営主体が負担。
費用に対する支援	国は、都道府県に対して、認定資格研修の実施に要する経費について、別に定めるところにより補助。 （※）認定資格研修を受講する際の代替職員の雇上げ経費及び研修会場までの旅費については、運営費に計上。